

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第11回 裁判所と司法権（1）

1. 法原理機関としての裁判所

- ・ 裁判所は、国会や内閣といった政治部門から独立して、司法権と違憲審査権を行使する機関であって、法の支配の実現者としての役割を期待された法原理機関であるといわれている。政治部門が、国民の政治的統合を図りつつ、国民の意思を実現するため、積極的かつ能動的に活動することが求められる機関であるのに対して、法原理部門は、紛争を契機に、法の客観的意味を探り、それを適用することによって、紛争を解決し、もって法秩序と法原理の維持・貫徹を図ることが期待されている受動的な機関である。

2. 裁判所の組織

- ・ 司法権（具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用）は、最高裁判所と下級裁判所（高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）によって行使される（76条1項）。
- ・ 通常の裁判所の系列から独立した特別裁判所は、設置できない（76条2項前段）。行政機関による裁判は、それが通常の裁判所に上訴できるのであれば、認められる（76条2項後段）。
- ・ 日本国憲法は、裁判所について複数層の審級制をとることを求めている（76条1項）。
- ・ 下級裁判所の裁判官は、_____が指名し、_____が任命する（80条1項）。このうち、高等裁判所の長官については、_____が認証する（7条5号、裁判所法40条2項）。最高裁判所は、長官____人とその他の裁判官____人で構成される（79条1項、裁判所法5条3項）。最高裁判所長官は、_____が指名し、_____が任命する（6条2項）。最高裁判所のその他の裁判官は、_____が任命し（79条1項）、_____が認証する（7条5号）。

- ・ 国民の司法参加の制度は、アメリカ合衆国などでみられるような陪審制度（大陪審（起訴陪審）と小陪審（審理陪審）とがある）と、ドイツなどにおける参審制度とに大別されるが、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを目的として、2009（平成21）年5月よりわが国で行われている裁判員制度は、独自の制度である。
- ・ 裁判員制度違憲訴訟最高裁判決（最大判平成23年11月16日刑集65巻8号125頁）は、
 - （1）憲法に国民の司法参加を認める明文の規定が置かれていないことが、直ちに国民の司法参加の禁止を意味するものではなく、また、（2）憲法が下級裁判所について国民の司法参加を禁じていない以上、裁判官と国民とで構成される裁判体が、憲法上の「裁判所」（76条1項、80条1項）に当たらないとはいえず、（3）裁判員裁判の裁判体においても、公平な「裁判所」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（31条、32条、37条1項）は制度的に十分保障されており、（4）裁判員法が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合があるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから76条3項には違反せず、（5）裁判員制度による裁判体の判決に対しては控訴・上告が認められているから、76条2項により設置が禁止される特別裁判所に当たらず、（6）裁判員の職務等は、国民への負担となるとしても、これを「苦役」というべきではなく、辞退や日当等の支給を認めていることから、18条後段が禁ずる「苦役」に当たらないと判示する。

Quiz

Q11 裁判所、裁判官等に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

ア. 憲法は、特別裁判所を設置することを禁止しているが、現在の家庭裁判所は、家事事件及び少年事件には通常の民事事件及び刑事事件にはない特殊性が認められ、また、家事事件及び少年事件の審理に特化した裁判所を設置することに特段の弊害は認められないことにかんがみ、特に特別裁判所の禁止の例外として設置されているものである。

イ. 最高裁判所は、その長たる裁判官（最高裁判所長官）及びその他の裁判官（最高裁判所判事）によって構成されるところ、最高裁判所判事の人数については、法律で定めることとされている。また、最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて天皇が任命するが、最高裁判所判事については、最高裁判所長官の指名した者の名簿によって内閣が任命するとされており、これによって内閣による恣意的な最高裁判所判事の任命を防ぎ、司法権の独立が図られている。

ウ. 弾劾裁判の制度は、司法権がすべて裁判所に属するという原則に対して憲法自体が設けた例外であり、弾劾裁判所で罷免の裁判を受けた裁判官は、これに不服があっても、罷免の裁判に対してさらに通常の裁判所に訴訟を提起することはできないと解されている。

エ. 憲法上、最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官の身分保障については、差異が設けられており、下級裁判所の裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合には罷免されるが、最高裁判所の裁判官の罷免は国民審査にゆだねられ、裁判により罷免されることはない。

オ. 最高裁判所の裁判官の国民審査は、実質的にはいわゆる解職の制度であり、積極的に罷免を可とするものと、そうでないものの二つに分かれるのであって、罷免の可否について不明の者の投票を罷免を可とするものではない票に数えることは、憲法に反するものではないとするのが判例である。

1. エ 2. ア・エ 3. ウ・オ 4. ア・イ・ウ 5. イ・ウ・オ

(平成23年度国家公務員採用I種試験)